

2024年度

誓 約 書

ボートパーク 指定管理者
特定非営利活動法人 兵庫県の水域の秩序ある利用を進める会 様

小型船舶係留施設の使用許可を受けた際には、関係法令、小型船舶係留施設の使用に関する一般条件及び次の事項を遵守することを誓約します。

- 許可を受けた船舶の係留に伴って、当該船舶が損傷したとき、もしくは、第三者に損害を及ぼしたときは、施設管理者に何ら請求しません。
- 小型船舶係留施設及び係留設備等は常に良好な状態で使用し、自らの過失により施設に損傷が生じた場合は、直ちに指定管理者に連絡するとともに、自らの費用で指示どおり復旧します。

年 月 日

住 所 〒

(法人にあっては主たる事務所の所在地、共同所有にあってはその代表者の所在地)

氏 名

(法人にあっては名称及び代表者の氏名、共同所有にあってはその代表者の氏名)